

日常の移動をサポートします！

和光市内タクシーチケット 利用者大募集

和光市では、公共交通が不便な地域にお住まいで、運転免許証を返納された方や、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者に対し、地域活動等への外出を支援するために、タクシーチケット(500円分×3枚)を助成する実証実験を行います。

実証期間

令和8年3月31日まで

申込受付期限：令和8年3月10日

※定員に達した場合は、受付を終了させていただきます

※イメージ図



対象となる方

以下の①②両方に該当する方

①公共交通不便地域にお住まいの方
※対象地域にお住まいかどうかは、市ホームページからご確認ください。

②次のいずれかに該当する方

- ・運転免許証の返納者（失効した方も含む）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の認定者

©和光市



200名
限定



交通不便地域とは？

バス停300m圏内において1日の運行本数が上下合わせて24本未満の地域を指します。

チケットのご利用方法と注意点

- チケットは運賃支払い時に**1枚**ご利用いただけます
- チケットのご利用は、**乗降場所のどちらかが和光市内**の場合に限られます
- ご自宅等にタクシーを呼ぶ際には、**迎車料金**がかかります
- チケットのご利用は、**交付を受けた本人のみ**が対象です
- 利用期限は令和8年3月31日までとなります

チケットのご利用方法と注意点

会社名	電話番号
大和タクシー	048-461-2222
朝霞交通	048-474-8500
昭和交通	0570-075-770
志木合同タクシー	048-471-0033
新座交通	048-477-4026
和光タクシー	048-423-7612
三和富士交通	0570-003-730

※時間帯によっては電話がつながりにくい場合があります

アンケートにご協力ください

お申込みの際、本実証実験の効果検証を行うため、アンケートへのご協力をお願いしております。また、ご利用時にはチケットの裏面の「外出の目的」欄にチェックを入れたうえでご使用ください。

タクシーチケット裏面
「外出の目的」に
チェックを入れてから
ご使用ください

ご利用上の注意

- ① 乗降のいずれかが和光市内の場合のみご利用できます
※詳しくはチラシを御覧ください
- ② チケットは運賃支払い時に1枚利用できます(おつりはません)
▶迎車を依頼した場合、迎車料金がかかります
▶チケットの利用は交付を受けた方のみです
※ご家族やご友人との相乗りは可能です
▶福祉タクシー券との併用、紛失等による再交付はできません
▶有効期限は、2026年3月末日です
- ③ お支払いは現金またはバスモ・スイカが利用できます
▶お支払い方法について、詳しくは乗務員にご確認ください

タクシー事業者

大和タクシー	048-461-2222
朝霞交通	048-474-8500
昭和交通	0570-075-770
志木合同タクシー	048-471-0033
新座交通	048-477-4026
和光タクシー	048-423-7612
三和富士交通	0570-003-730

利用者記入欄(御利用の際、該当する欄にチェックを入れてください)

外出の目的: 地域活動 ボランティア活動 学習・講座等 その他 ()

※本制度は日常的な移動による生活の質の向上や人々の多様な交流の創出を目指しています